

2024年9月25日

各 位

会 社 名 株式会社環境管理センター 代表者名 代表取締役社長 水落 憲吾 (コード番号:4657 東証スタンダード市場)

# 第1回業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア) としての 新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行(以下「本新株式発行」という。) を行うことについて決議(以下「本決議」という。)いたしましたので、お知らせいたします。

記

# 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2024年10月17日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 20,979 株
(3)発行価額	1 株につき 448 円
(4)発行総額	9, 398, 592 円
(5) 株式の割当ての対象者及び	当社の監査等委員でない取締役(社外取締役を除く)5名
その人数並びに割り当てる	(うち退任した取締役2名)
株式の数	20, 979 株

## 2. 発行の目的及び理由

当社は、2021年8月27日開催の取締役会において、監査等委員でない取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。)の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化することなどにより対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付による業績連動型株式報酬制度(いわゆるパフォーマンス・シェア) (以下「本制度」という。)の導入を決議し、また2021年9月28日開催の第52期定時株主総会(以下「本株主総会」という。)において、本制度に基づき対象取締役に対して業績連動型株式報酬の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額40百万円以内とすること、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の数は年8万株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含む。)又は株式併合が行われた場合には、上限数はその比率に応じて合理的に調整される。)とすること、各対象取締役への具体的な支給時期及び内容については取締役会において決定すること等につき、ご承認をいただいております。

今般、当社は、本制度に基づき、2024年9月25日開催の取締役会において、本新株発行を行うことを 決議いたしました。

なお、本制度の概要は、以下. 3のとおりです。

## 3. 本制度の内容

#### (1) 本制度の概要

本制度は、中期経営計画の期間である連続する3事業年度を業績評価期間(以下「業績評価期間」といいます。なお、当初の業績評価期間は、2022年6月期から2024年6月期までの3事業年度の期間までとし、2024年6月期以降も連続する3事業年度を業績評価期間として継続されます。)として設定し、業績評価期間の業績目標達成度や、業績評価期間開始後最初の定時株主総会からの業績評価期間終了後の最初の定時株主総会までの期間(以下「対象期間」といいます。)の勤務期間に応じて

算定される数の当社普通株式(以下「当社株式」という。)を、対象期間終了後に交付する類型の株式報酬制度(パフォーマンス・シェア)です。

具体的には、下記(2)に定める方法により、対象期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬を 支給することとし、当社による株式の発行又は自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を 現物出資させることで、当社株式を交付することになります(注1)。

当社が業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア)制度に基づき対象取締役に交付する株式数は、対象期間に対する報酬として、8万株以内とします(注2)。

(注1) ただし、対象期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、報酬の交付時期は当該退任した日より10カ月以内とし、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該取締役の承継者となる相続人に対して金銭を交付します。また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約(分割型分割に限る)、当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得、株式売渡請求(以下「組織再編等」といいます。)に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合(ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限る。)、報酬の交付時期は当該承認の日より45日以内とし、金銭報酬債権について現物出資させることがなく、取締役に対して金銭を交付します。

(注2) ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含みます。 以下、株式の分割の記載につき同じ。)によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整 されます。

# (2) 対象取締役に付与する金銭報酬債権の額の算定方法

### ア 金銭報酬債権の額の算定方法

対象取締役に対して付与されることとなる金銭報酬債権の額については、対象取締役に対して最終的に交付する株式数(以下「最終交付株式数」という。)に、対象期間終了後2カ月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議(以下「交付取締役会決議」という。)の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下「当社株式終値」という。)を乗じることにより算定されます(注3)。

対象取締役に付与する金銭報酬債権の額=最終交付株式数×当社株式終値

## イ 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は以下の式に従って算出されます(注4)(注5)。

最終交付株式数=基準交付株式数(①)×業績目標達成度(②)× 在任期間比率(③)×役位調整比率(④)

また、各数値は以下のように算出されます。

① 基準交付株式数

基準交付株式数=役位別株式報酬基準額(ア)/基準株価(イ)

(ア) 役位別株式報酬基準額

各対象取締役の役位に応じて定めます。

(イ) 基準株価

基準株価は、当初取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。)とする。

② 業績目標達成度

業績目標達成度は、当社の業績評価期間における連結経常利益の目標達成度に基づき、0%か

ら200%の範囲で算出します。

③ 在任期間比率

在任期間比率は、対象期間中に在任した月数を対象期間の合計月数で除して算出します。

④ 役位調整比率

役位変更があった場合にその役位に対応した株式数を付与するように付与株式数を調整する ため、以下の式により算出します。

役位調整比率= ((当初役位の役位別株式報酬基準額×当初役位在任月数)

- + (変更後役位の役位別株式報酬基準額×当初役位在任月数))
- / (当初役位の役位別報酬基準額×対象期間中に在任した合計月数)

(注3) ただし、対象期間中に取締役が死亡により退任した場合、当社株式終値ではなく、当該取締役の退任日の当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じることになります。また、対象期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合、当社株式終値ではなく、当該承認の日の当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)を乗じることになります。

(注4) 最終交付株式数の計算において、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとします。

(注5) ただし、計算の結果として算出される株式数が上限である8万株を超える場合には、合理的な方法により調整をします。また、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割(株式無償割当てを含みます。以下、株式の分割の記載につき同じ。)によって増減した場合は、各取締役の最終交付株式数は、その比率に応じて調整されます。具体的には、株式の併合または株式の分割の場合、調整前の最終交付株式数に、併合・分割の比率を乗じることで、調整後の最終交付株式数を算出します。

#### (3)組織再編等における取扱い

当社は、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する当社株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会。)で承認された場合、当社の普通株式に代わり、最終交付株式数に当該組織再編等が承認された日の当社株式の時価(同日の当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値)とする。)を乗じて得られた金額(ただし、4千万円を超える場合には、金4千万円とする。)の金銭を支給します。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき対象取締役に支給された金銭報酬債権を現物出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2024年9月24日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である448円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

#### 5. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株発行は、①希薄化率が 25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上

問合せ先 経営企画室長 山下 浩二 電 話 042-673-0500 (代表)